

鹿嶋市分別収集計画（第9期）

令和元年 6月21日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を形成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市においては、最終処分場が無い場合の厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の3Rリデュース、リユース、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 小学生からお年寄りまで、それぞれの立場の人が自分の役割を認識し、自分で出来る3Rを実践する地域づくり。
- ・ 全ての関係者が協力しあい、環境負荷の低減に取り組む。
- ・ 現状に満足するのではなく、常にさらに良い方法を模索していく。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年度4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第2号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物の排出量	3626 t	3621 t	3614 t	3604 t	3596 t

※ この値は、予測されるごみ排出量に「市町村分別収集計画策定の手引き」の33ページ、表2-3-1に記載されている平成29年度の平均比率（15.9%）を掛けて算出した。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

ア) 環境教育、啓発活動

小学生のごみ処理施設見学、鹿嶋まつりの環境展を皮切りに、積極的に市民に3Rの啓蒙や分別PRなどの活動を行う。

イ) 販売包装の有料化、買い物袋持参の徹底

現在、各スーパーにおいて、レジ袋の有料化を実施し、買い物袋の持参が定着してきた。次の目標として、ドラッグストアやコンビニエンスストア、衣料店などにも買い物袋を持っていくという習慣を定着させていく。

ウ) リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

リユース品やリユースの方法、アイデアを情報提供するとともに、リユースカップやマイボトル等の普及・促進を図る。

エ) 「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより“プラスチックとの賢い付き合い方”について、内外に発信する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

現行の分別収集体系である5分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみ）を基軸としつつ、基本計画における諸施策等を勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を次のとおり定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	排出方法
主としてスチール製の容器	スチール缶	混合
主としてアルミ製の容器	アルミ缶	
主としてガラス製の容器 (酒ビン、茶色、雑ビン)	ビン	三種混合
主として紙製の容器であって牛乳を充填するためのもの	牛乳パック	分別
主として段ボール製の容器	段ボール	分別
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって、飲料等を充填するためのもの。	ペットボトル	分別

※表中の混合排出する廃棄物については、リサイクル施設及び資源化施設にて、機械及び人力での選別により再分別される。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量（法第8条第2項第4号）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	162.67t		162.54t		162.36t		162.15t		161.59t	
主としてアルミ製の容器	123.23t		123.13t		123.00t		122.83t		122.64t	
無色のガラス製容器	(合計) 38.99t		(合計) 38.96t		(合計) 38.92t		(合計) 38.87t		(合計) 38.81t	
	(引渡し量) 0t	(独自処理) 38.99t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 38.96t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 38.92t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 38.87t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 38.81t
茶色のガラス製容器	(合計) 83.95t		(合計) 83.88t		(合計) 83.79t		(合計) 83.68t		(合計) 83.54t	
	(引渡し量) 0t	(独自処理) 83.95t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 83.88t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 83.79t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 83.68t	(引渡し量) 0t	(独自処理) 83.54t
その他のガラス製容器	(合計) 286.39t		(合計) 286.15t		(合計) 285.85t		(合計) 285.47t		(合計) 285.02t	
	(引渡し量) 75.48t	(独自処理) 210.91t	(引渡し量) 75.42t	(独自処理) 210.73t	(引渡し量) 75.34t	(独自処理) 210.51t	(引渡し量) 75.24t	(独自処理) 210.23t	(引渡し量) 75.12t	(独自処理) 209.90t
主として紙製の容器であって牛乳を充てんするためのもの	3.97t		3.97t		3.97t		3.96t		3.95t	
主としてダンボール製の容器	246.38t		246.17t		245.91t		245.59t		245.20t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器で、飲料等を充填するもの。	(合計) 318.63t		(合計) 318.37t		(合計) 318.03t		(合計) 317.61t		(合計) 317.10t	
	(引渡し量) 112.36t	(独自処理) 206.27t	(引渡し量) 112.27t	(独自処理) 206.10t	(引渡し量) 112.15t	(独自処理) 205.88t	(引渡し量) 112.00t	(独自処理) 205.61t	(引渡し量) 111.82t	(独自処理) 205.28t

※平成30年度の引渡し量と平成30年度の鹿嶋市人口から、一人当たりの引渡し量を求め、その値に予測人口を掛けて引渡し量を算出した。

9 各年度において得られる、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口	68,045 人	67,989 人	67,917 人	67,827 人	67,719 人
対前年比	99.94 %	99.92 %	99.89 %	99.87 %	99.84 %

※将来の人口予測は、平成27年に社人研で公表したものを基準に推定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、自治会や市民団体による集団収集、鹿嶋市立衛生センターリサイクル施設及び資源化施設（以下「衛生センター」という。）での分別収集により行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階
主としてスチール製の容器	スチール缶	・拠点毎の集団回収及び委託業者により収集運搬 ・衛生センターへの持込による分別収集
主としてアルミ製の容器	アルミ缶	
主としてガラス製の容器 (酒ビン、茶色、雑ビン)	ビン	
主として紙製の容器であって牛乳を充填するためのもの	牛乳パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料等を充填するためのもの。	ペットボトル	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

収集に係る分別の区分	収集施設	中間処理
スチール缶	・資源回収団体が設置する回収拠点（128箇所） ・鹿嶋市立衛生センター	衛生センター (選別, 圧縮, 保管)
アルミ缶		回収業者による
ビン		
牛乳パック		衛生センター (選別, 圧縮, 保管)
段ボール		
ペットボトル		

現在は、資源集積所（市内128箇所）にて収集した資源物を資源化施設で選別をしている。また、ごみ集積所（市内1680箇所程度）で収集した不燃ごみをリサイクル施設へ搬入し、ごみから、缶、ビン、ペットボトルなどを選別、圧縮し保管している。しかし、選別して得られる資源物の一部については、特定分別基準の適合物とならないため、独自処理を行っている。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 市民・事業者との協働による再資源化・ごみ減量化の推進

- ・ごみ減量化を取り巻く環境の変化に対し、情報の収集を行い、市民・事業者・市が連携し、それぞれの持つ知識や行動力を活かした施策を展開しごみ減量化を推進する。
- ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、集団回収の周知を行い、回収量に応じた報奨金の交付を引き続き行う。
- ・資源物の店頭回収等を行う事業者について、「鹿嶋市エコショップ制度」に基づく認定を行い、ごみ減量化の推進を行うほか、その取組等について周知を行う。

(2) ごみ焼却施設建設事業に伴う分別収集方法の検討

- ・ 鹿嶋市、神栖市の両市で進めている、ごみ焼却施設建設事業が令和5年に完了予定であることから、ごみの分別ルールについて見直しを含めた検討を行うとともに、市民と事業者に対し分別ルールの周知を行う。
- ・ 年度ごとに、分別収集計画の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時に、その記録をもとに事後評価を行うこととする。
- ・ 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。

(3) その他

- ・ 市民・事業者・市が協働してごみの散乱を防止し、美しいまちづくりを進めるため、市内環境美化運動や鹿嶋市海岸一斉清掃を通して、市民及び事業者に対し、ごみ分別の意識啓発を行う。